

令和5年度 檜原中学校いじめ防止基本方針

檜原中学校生活指導部

1 いじめの定義といじめに対する共通認識

(1) いじめの定義

本校ではいじめの定義を「冗談のつもりでも、相手や周囲の人々に不快感を与える言動は全ていじめである」とし、いじめを起こさないための指導の徹底及び学校体制の構築を図る。

(2) いじめに対する共通認識

「いじめは、どの学校でもどの学年でもどの学級でもそしてどの生徒にも起こり得るものである」という共通認識のもと、全教育活動を通して日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、早期発見・早期対応を基本とした取組を行う。

2 いじめの防止等に関わる取組

(1) いじめの未然防止

ア 未然防止の基本

すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しく授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを推進していく。

そのために、全教職員は、「すべての生徒が授業に参加でき活躍できる」ための授業改善を図っていく。また、生徒自らいじめについて考え、行動していけるようにする。

イ 学校いじめ対策委員会の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に速やかにかつ組織的に対応するため、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する「学校いじめ対策委員会」を設置する。

ウ いじめに関する授業の実施

「特別の教科 道徳」の時間や特別活動において、「いじめ総合対策【第2次】(平成29年東京都教育委員会)」等を活用して「いじめ」に関する授業を年3回以上実施するとともに、「いじめ(冷やかし、からかい、無視、物を隠す、暴力行為、SNS等を利用した誹謗中傷等)は絶対に許されないこと」を日常的に繰り返し指導していく。また、機会を捉え、「いじめ」に関する話し合いをさせるなど、生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、いじめ防止を訴える態度を身に付けることができるように指導していく。

また、管理職は、いじめに関する授業の観察を実施するとともに、担当授業教諭の指導・講評を行う。

エ いじめに関する校内研修の実施

「いじめと思われる行為は、どんな些細なことでも放置すれば取り返しがつかなくなる」との認

識を常にもち、見過ごすことなく指導していく。そのために、教員向けの「人権意識チェック表」や「いじめ発見チェックリスト」などを活用し、実態の確実な把握に努めるとともに、いじめ防止対策推進法等で示されている取組を教職員が確実にこなせるように、校内研修会を年3回実施する。

(2) いじめの早期発見

ア 全教職員による生徒の観察

いじめに関する生徒のサインを見逃さないようにするため、管理職をはじめ、スクールカウンセラーや全教職員が校内巡回等を行い、生徒の小さな変化をいち早く把握する。気になることがあれば速やかに全教職員で情報を共有し、その情報に基づいた対応を速やかに行う。

イ 保護者との連携

生徒の様子、変化によっては、必要に応じて保護者への連絡を行うとともに、生徒の様子や情報を共有できるよう、家庭での様子を把握するための「観察チェック表」を配布し、即時対応につなげる。

ウ スクールカウンセラーによる全員面接

生徒が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、年度当初（5月下旬から実施）に全校生徒対象の全員面接を実施する。

エ いじめ実態調査の実施

効果的にいじめの実態を把握できるよう、年3回（6、11、2月に実施）の「ふれあい月間」の取組で、アンケート調査を行い、適宜面談を実施する。

(3) いじめの早期対応

ア 組織的な対応

学級担任（もしくはそれに関係する教員）は、いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、いじめと明確に判断される場合は勿論、疑いがある場合も速やかに管理職、生活指導主任、学年主任に報告するとともに、事実関係を把握すべく行動する。学校いじめ対策委員会緊急会議を開催し、情報の共有化、保護者への連絡、警察、児童相談所、子供家庭支援センターへの協力要請、被害生徒への支援、加害生徒への指導、周囲の生徒へのケア等についての方針を検討し、全教職員で対応する。

イ 被害生徒の安全確保とスクールカウンセラーを活用したケア

被害生徒の安全確保のために、状況をきめ細かく把握し、複数の教員による毎日の声かけ、朝の職員打合せ等を利用した被害生徒の情報の共有等を行う。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーを活用し、被害生徒やその保護者をケアする。

ウ 加害生徒に対する組織的・継続的な観察・指導等

加害生徒を特定した上で、いじめをやめさせ再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、必要に応じて保護者にもいじめをやめさ

せるよう指導する。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラーとの連携の下、加害生徒の心のケアを実施する。

エ いじめを伝えた生徒の安全の確保

勇気をもって教員等に伝えた生徒を守り通すことを宣言し、教員同士の情報共有による見守りや、積極的な声かけなどを通して、その生徒の安全を確保するための取組を徹底する。

オ 村教育委員会への報告

いじめを発見した場合は、管理職は早期に村教育委員会へ報告し、情報を共有するとともに、連携して対応する。

カ 学校サポートチームを通じた関係諸機関等との連携

暴行や金銭強奪等の犯罪行為などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、管理職を中心とした学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所等と情報を共有しながら、対応策を協議し、連携して対応する。

キ いじめ対策保護者会の開催

いじめの早期解決のためには家庭で話し合うことが効果的なので、早期対応の一環として、いじめ対策保護者会を速やかに開催し、保護者に対して積極的に情報を提供する。また、これにより、保護者との協力関係を構築する。

ク P T Aの活用

P T A役員等が、被害・加害生徒の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もあるため、P T A役員等に情報提供するなど積極的に連携し、必要に応じて協力を依頼する。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の条件が満たされているものとする。

ア いじめに係わる行為の解消

いじめに係わる行為の解消については、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS 等を通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月間継続しているものとする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この期間にかかわらず、教育委員会又は学校長の判断により、より長期の期間を設定する。

イ 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者本人及びその保護者と面談等を実施し、被害者が心身の苦痛を感じていないかを確認し、それが認められることとする。

(5) 重大事態への対応

ア 重大事態発生の判断

教職員による「重大事態」の定義の確実な理解をする。また、所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断重大事態発生の報告を行う。

イ 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援

学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援や保護者への対応方針及び対応経過の説明を行う。また、外部人材や関係機関、教育相談室と連携した支援も行っていく。

ウ 加害の子供の更生に向けた指導及び支援

いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導、保護者への説明や協力関係の構築、教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援を行う。また、別室での学習の実施を提案したり、警察や教育相談室等の関係機関と更生した構成への支援も行ってく。

エ 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決

保護者・PTA の協力体制による問題解決をする。

オ いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

調査組織の決定と調査の実施や「不登校重大事態」における調査、被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供、教育委員会・村長への調査結果報告を正確に行っていく。また、必要に応じて、村長による再調査への協力をする。